

令和7年度
日立市住宅浸水対策促進事業助成金

この制度は、大雨などによる住宅の床上浸水を防ぐため、個人が実施する浸水対策工事に
 対して、その経費の一部を助成するものです。

住宅かさ上げ 工事	①住宅かさ上げ工事	住宅のかさ上げ 住宅の高床化(※)	住宅の床面を既存の高さよりも高くする工事
	②盛土工事(※)		敷地に盛土して地盤の高さを高くする工事

※住宅の高床化と盛土工事は、改築時のみに限る。

補助額	限度額 300万円 工事費の 3/4 (①②の合計額)
-----	-----------------------------



浸水被害軽減工事	①防水板の設置	住宅への浸水を防ぐため、門扉や住宅等に防水板を設置する工事
	②浸水防止蓋の設置	住宅の床下換気口からの浸水を防ぐための製品を取り付ける工事
	③浸水防止塀の設置	住宅への浸水を防ぐため、防水性のある建材等で住宅を囲む工事
	④雨どい交換	屋根にたまった雨水を速やかに排出するため、雨どいを交換する工事
	⑤屋外設備機器かさ上げ	屋外給湯器、空調室外機等の設備機器をかさ上げる工事
	⑥住宅設備の2階への移設	屋内住宅設備機器(キッチン、お風呂等)を2階に移設する工事
	⑦トップライト(天窗)設置 (平屋建て対象)	屋根や天井に窓(トップライト)を取付ける工事
	⑧雨水貯留・浸透施設設置工事 (雨水浸透ます、地下埋没型雨水槽、透水性アスファルト舗装)	雨水を一時的に貯留したり、地下に浸透させたりする施設を設置する工事
	⑨その他浸水被害の軽減に資する工事	都市整備課へ相談してください。

補助額	限度額 50万円 工事費の 3/4 (①～⑨の合計額)
-----	-----------------------------



詳しくはこちらから

日立市 住宅浸水対策

検索



問合せ

日立市 都市整備課
 〒317-8601 日立市助川町1-1-1
 TEL22-3111(内線275) FAX21-7750
 IP電話 050-5528-5086

申請から助成金受領まで

1 事前相談



事前に都市整備課まで相談してください。

2 見積書の作成



登録事業者の中から施工を行う事業者を選び、見積書を作成してもらってください。

3 申請



申請書を作成して、都市整備課まで提出してください。（申請書は、都市整備課窓口、ホームページにあります。またはオンライン申請。）

6 助成金の支出



指定された口座に助成金を振り込み
ます。

5 完了検査



住宅のかさ上げ工事など工事内容によっては、完了検査を行います。

4 工事等の着工

- ① 申請書の審査の結果、市から交付決定通知書が届きます。
- ② 工事を行う事業者と契約し、着工してください。
- ③ 工事完了後、工事の代金を事業者支払い、領収書をもらってください。
- ④ 実績報告書兼請求書を都市整備課に提出してください。

令和7年度 日立市住宅浸水対策促進事業助成制度 登録事業者

[illegible]